

税務上の居住者判断の改正について

岡山県上海事務所

2019年1月1日より、改正された「個人所得税法」及び「個人所得税法实施条例」が施行されました。注意ポイントは色々ありますが、今回は日本からの出張者が気をつけるべき「税務上の居住者判断」の改正について解説いたします。

税務上の居住者判断

「183日ルール」という言葉を聞いたことがある方は少なくないと存じます。日中租税条約により、短期出張者で中国滞在日数が183日以内であれば、中国国内源泉所得に対して免税となるものです。

改正前の「個人所得税实施条例」では『第三条 個人所得税法第1条第1項の国内居住満1年とは、納税年度（1月1日～12月31日）内に365日の中国居住を指す。一時出国の日数を控除しない。一時出国とは、納税年度内の連続30日以内或いは累計90日以内の出国を指す。』とされており、183日超1年未満の方は非居住者扱いでしたが、改正後は『第四条 中国国内の住所がない個人について、中国国内居住累計で満183日かつ連続6年未満の場合、主管税務機関への備案を経て、中国国外源泉かつ国外組織体或いは個人により支払われた所得について個人所得税の納付を免除する。中国国内累計で満183日かつ納税年度内に連続30日超の出国がある場合、中国国内居住累計で満183日の連続年度を再計算する。』となります。すなわち改定後の新基準では；

- 一納税年度内に満183日か否かという点により、居住納税者であるか否か判断します。納税年度内に中国滞在183日以上の場合は居住納税者となり、一年間の中国国内源泉所得について納税申告を行う必要が発生します。
- 全世界所得の開始時期については、实施条例では、6年目から全世界所得になりますが、7年目からとなる可能性もありますので、引き続き注意が必要となります。
- 累計居住期間の再計算基準は連続30日超の一時出国となり、累計90日超の一時出国基準は廃止されました。
- 非居住納税者は納税申告時、月次税率表を使用し、年間累計税率表を使用しません。

今回の個人所得税法改正で、183日を基準として、居住者・非居住者を判断します。183日以上は居住者は、国外支払分の国外源泉所得（ただし、税務局への申請が必要）以外は、国内・国外源泉所得に課税されますのでご注意ください。183日以上の場合は、出張期間に対する国内源泉所得が課税対象となり、当年1月1日まで遡り、183日以上となった月の翌月7営業日以内に申告納付する必要があります。（※実務上では183日超過後7日以内、あるいは翌月15日までに申告、納税をする等、地域、地区の税務局によって対応が異なります。）

183日を超えたら申告手続きも煩雑になり、場合によっては滞納金も発生します。こまめに出張日数を確認しましょう！